

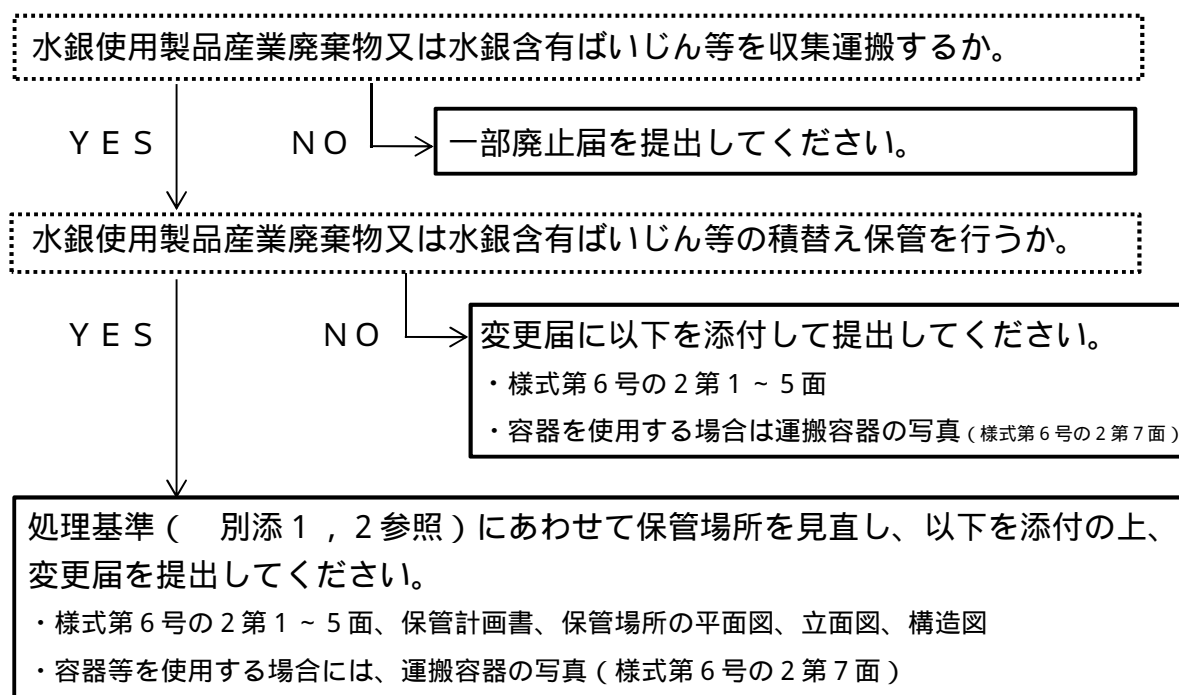
許可証の書換えに関する手続きの流れについて

許可証の書換えに伴う届出は、以下に従って届出書を提出してください。
 なお、様式及び記入例は以下のページを御参照ください。

<http://www.city.okazaki.lg.jp/1550/1564/1624/p021908.html>

1 収集運搬業

- ・許可証の書換えは、更新許可、変更許可及び許可証の書換えを伴う変更届出時に行います。許可証の書換えを早期に希望する場合は、以下のフローチャートに従って届出書を提出してください。
- ・なお、水銀使用製品産業廃棄物を収集運搬する場合には、破碎することのないような方法により、他のものと混合するおそれのないように他のものと区分して行う必要があります。(別添 1、2 参照)

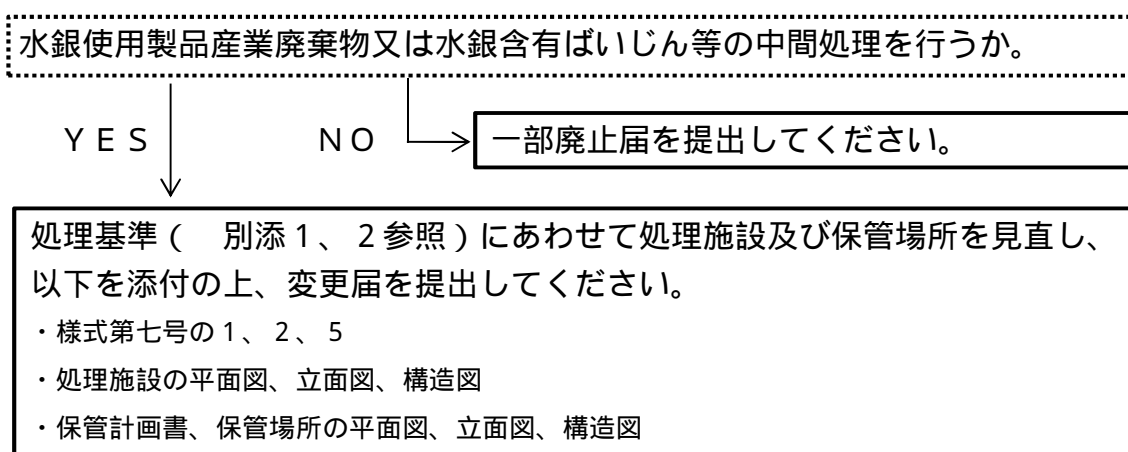


(注)

元々該当品目の積替保管の許可を有していない場合は新規(変更)許可が必要になります。

2 中間処分業

- ・許可証の書換えは更新許可、変更許可及び許可証の書換えを伴う変更届出時に行います。許可証の書換えを早期に希望する場合は、以下のフローチャートに沿って必要な手続きを行ってください。
- ・水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を取り扱う場合には、平成 29 年 10 月 1 日から処理基準（別添 1、2 参照）が適用されますので、処理基準を満たす必要があります。



3 最終処分業

- ・以下のフローチャートに沿って必要な手続きを行ってください。
- ・水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を取り扱う場合、平成 29 年 10 月 1 日から、処理基準（別添 1、2 参照）への適合が必要となりましたので、留意してください。

